入　札　公　告

制限付き一般競争入札を次のとおり実施するので、白山市財務規則（平成１７年白山市規則第４４号）第１１５条の規定により公告する。

令和８年１１月１２日

白山市長　　田　村　敏　和

第１　制限付一般競争入札に付する事項

１　工 事 名　　**鶴来総合文化会館長寿命化改良工事（電気設備）**
２　工事場所　　白山市　七原町　地内
３　工事概要　　鶴来総合文化会館長寿命化に係る電気設備工事
　　受変電設備改修、幹線・動力設備改修、電灯設備改修
　　舞台照明設備改修、舞台音響設備改修　　など
４　完成期日　　令和９年１２月２４日**（ゼロ債務負担行為）**
５　週休２日工事　適用
６　予定価格　　**６８６，４００，０００円（税込）**
７　最低制限価格　　有（変動型最低制限価格）
８　入札方法は電子入札による。（入札後審査型）

第２　入札参加資格条件

１　共通資格
次に掲げる条件のすべてに該当する者とする。
１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者であること。
２）入札参加申請書の提出期限の末日からこの工事の開札の日までのいずれの日においても、市の指名停止措置を受けていない者であること。
３）白山市の競争入札参加資格者名簿**（電気工事）**に登載されている者であること。
４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、資格の再認定を受けた者は除くものとする。
５）役員（役員として登記または届出されていないが、事実上経営に参画している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員、又は暴力団関係者（暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりを持つ者をいう。）と認められる者でないこと。
６）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
７）本市の市税を滞納していないこと。

２　構成員に関する資格
次に掲げる資格を有するそれぞれに属する者１者ずつによる**２者**で構成された特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
１）資格１（代表者）
次の要件をすべて満たす者
ア　建設業法（昭和２４年法律第１００号。以下「法」という。）第３条第１項の許可に係る**本社（主たる営業所）又は委任先営業所の所在地が白山市内**にあること。
イ　委任先営業所にあっては白山市と**災害協定の締結関係**にあること。

ウ　令和８年６月１日以降に通知の白山市令和７・８年度競争入札参加資格審査結果総合評点（以下「審査結果」という。）における電気工事に係る総合評点（以下「評点数値」という。）が９００点以上であること。

エ　審査基準日が令和６年１０月１日から令和７年９月３０日までの間にある経営事項審査（以下「経審結果」という。）における電気工事の年間平均完成工事高が６５５，０００千円以上であること。

オ　１級電気工事施工管理技士の資格を有する者を専任の技術者として配置できる者であること。

なお、配置技術者の変更は原則認められませんので、建設業法に基づく下請金額により、監理技術者の配置が必要と見込まれる場合は、あらかじめ配置してください。

２）資格２（構成員）

次の要件をすべて満たす者

ア　法第３条第１項の許可に係る本社（主たる営業所）の所在地が白山市内にあること。

イ　審査結果における電気工事に係る評点数値が７９０点以上であること。

ウ　経審結果における電気工事の年間平均完成工事高が２８０，０００千円以上であること。

エ　１級電気工事施工管理技士の資格を有する者を専任の技術者として配置できる者であること。

第３　共同企業体の結成に関する留意事項

１　この入札公告における工事の入札に入札参加申込みをした共同企業体の構成員は、他の企業と共同企業体を結成し、この入札公告における工事の入札に入札参加申込みをすることができない。

２　代表者は、第２－２－１）に掲げる資格１（代表者）の要件を満たす者であって、出資比率が構成員のうち最も大きな者であること。

３　構成員の出資比率は、３０％以上とする。

第４　入札参加申込手続

入札参加を希望する者は、電子入札システムにより入札参加申込書を令和８年１１月２５日（水）１４時００分（時間厳守）までに提出することとする。なお、電子入札システムで申請できない場合は、紙により、入札参加申込書及び紙入札方式承諾書各１部を令和８年１１月２５日（水）１３時００分（時間厳守）までに総務部監理課へ直接持参すること。

第５　設計図面等を示す場所

この工事に係る設計図面及び仕様書（以下「設計図書等」という。）の閲覧及び期間は、次のとおり行う。

１　閲覧場所

入札情報の入札予定の添付ファイルよりダウンロード

２　閲覧期間

公告日から入札書提出締切日時まで

３　質問事項

入札参加資格を有する者で設計図書等に関して質問があるときは、簡易な事項に関するものを除き令和８年１１月２５日（水）１４時００分までに総務部監理課（kanri@city.hakusan.lg.jp）あてにメールにより行うこと。

回答は、入札情報の入札予定の添付ファイルにて通知する。

第６　電子入札の日時等

１　入札書提出開始日時	令和８年１１月２６日（木）	９時００分	
２　入札書提出締切日時	令和８年１２月　２日（水）	１４時００分	
３　開札日時	令和８年１２月　３日（木）	９時１０分	

第７　入札に関する注意事項

１　入札参加者は、入札書を締切日時までに提出すること。遅れた者は棄権とみなし処理する。

２　入札参加者は、白山市競争入札心得、設計図書等を熟覧の上、入札をしなければならない。

３　入札参加者は、見積内訳書を提出しなければならない。見積内訳書を提出しない者は、入札に参加することができない。

４　入札に際し添付（電子ファイル）又は郵送する見積内訳書は、「表紙（任意）」及び「内訳明細書」とする。

なお、見積内訳書はエクセル形式又はＰＤＦ形式で作成（様式は任意）し、ファイル名は「自社名称－調達案件名」とすること。

５　次の各号のいずれかに該当する場合は、当該入札を無効とする。

１）上記４に定める見積内訳書が未提出である場合

２）入札金額と見積内訳書の合計金額が一致しない場合

３）労務費等５項目（材料費、労務費、法定福利費、建退共制度の掛金、安全衛生経費）の記載漏れがある場合

６　白山市電子入札運用基準を参照すること。

７　同日公告の鶴来総合文化会館長寿命化改修工事（建築）、鶴来総合文化会館長寿命化改修工事（電気設備）、鶴来総合文化会館長寿命化改修工事（機械設備）の３工事は一抜け方式により実施するため、複数受注することはできない。（一つの工事について、落札候補者となった者が、その後開札される他の工事について入札を行っている場合は、その後開札される他の工事の入札を無効として取り扱う。）

第８　入札参加資格審査

開札時点では、落札を保留して、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（最低制限価格を設けた場合にあっては、予定価格の制限内の価格で最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち、最低の価格をもって申込みをした者）を落札候補者として入札参加資格の審査を行います。入札参加資格者は、下記の書類について本工事の開札日時までに用意してください。また、落札候補者とする旨の宣言又は通知を受けた者は、**令和８年１２月３日（木）１５時００分（時間厳守）**までに総務部監理課へ直接持参してください。（１部）

１　制限付一般競争入札参加資格確認申請書（様式第１号）

提出者は、記名、押印すること。

２　配置予定の技術者

本工事に配置予定の現場代理人及び主任（監理）技術者を記載すること。

なお、３ヶ月以上の雇用関係が確認できるもの及び主任（監理）技術者の資格や免許証等の写しを添付すること。

また、現場代理人が主任（監理）技術者を兼ねる場合は、その旨を記載すること。

※配置予定技術者については、「白山市が発注する建設工事における技術者の兼務及び現場代理人の常駐緩和に係る取扱要領」で定める要件を満たす場合には、他の工事と兼務することができるものとします。兼務を希望する場合は、入札参加資格審査時に合わせて取扱要領に基づき申請書を提出してください。なお、事前審査を希望する者は、入札公告通知を行った日から５日以内に申請手続きが必要となります。

３　建設工事競争入札参加資格審査申請書（共同企業体用のもの）

４　共同企業体協定書（甲）（石川県の様式に準ずる）

５　共同企業体協定書（甲）（石川県の様式に準じますが、取引金融機関については、銀行・信用金庫・農業協同組合など、構成員が合意した金融機関とします。）

６　委任先営業所にあっては災害協定締結の相手方が発行する参加証明書（公告日以降に発行のもの）

７　経審結果の写し（審査基準日：**令和６年１０月１日～令和７年９月３０日**）

ただし、有効期間が満了している場合は直近の経審結果の写しも提出して下さい。

８　**令和８年６月１日以降**に通知の審査結果の写し（白山市**令和７・８年度**競争入札参加資格審査結果総合評点）

※７・８については、代表者・構成員いずれのものも提出すること。

第９　落札者の決定

開札後に落札候補者の入札参加資格を審査し、落札候補者が入札参加資格を有していると認めた場合には、落札者として決定し、その旨を通知します。

第１０　入札保証金

免除する。

第１１　落札価格

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

第１２　入札の無効

入札参加資格のない者、虚偽の入札参加資格の確認申請を行った者、見積内訳書を提出しない者及び白山市競争入札心得に違反した者のした入札は、無効とする。

第１３　契約の条件

１　契約書の要否

落札決定の通知を受けた日から起算して５日以内（当該期間内に市の休日に当たる日が有るときは、その日数を加算した期間）に<u>仮契約書を作成</u>し、仮契約を締結しなければならない。

なお、この工事の契約締結については、事前に白山市議会の議決を要するので、当該仮契約は白山市議会でこの工事の請負契約の締結に係る議案が議決されたときに本契約となるものとする。ただし、市は、当該議案が白山市議会で議決されなかった場合でも、仮契約の相手方に対していかなる責任も負わない。

２　契約保証金

白山市財務規則（平成１７年白山市規則第４４号）の規定により納付すること。

３　工事代金の支払条件等

１）前金払の額	各年度における出来高予定額の４０％以内
２）中間前金払の額	各年度における出来高予定額の２０％以内
３）部分払の回数	白山市財務規則第１５５条第２項の規定による回数

第１４　問い合わせ先

白山市総務部監理課

〒９２４－８６８８　白山市倉光二丁目１番地

電話　０７６－２７６－１１１１（内線　４２１１～４２１３）

０７６－２７４－９５１３（直通）

０７６－２７４－９５３５（ＦＡＸ）